

いわて 公益法人だより



第39号
(令和7年10月)

岩手県公益認定等審議会事務局
(岩手県総務部行政経営推進課)
TEL 019-629-5086・5039(直)

【INDEX】

【事務局からのお知らせ】	...P1
変更認定及び変更認可申請に係る留意点について	...P2～4
代表者・役員変届作成の際の留意点について	...P5
「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の扱いについて	...P6

【MESSAGE】

今回は、変更認定及び変更認可申請に係る留意点等についてお知らせします。公益法人制度改革に係る事項は通常、臨時号で紹介していますが、申請に関係するもの(申請書記載事項の簡素化)がありますので、今回のお知らせに併せて紹介します。

申請から認定又は認可までには時間がかかりますので、早めの御相談・御準備をお願いします。

【事務局からのお知らせ】

- ① 令和7年度の岩手県公益認定等審議会の開催日程について
第3回 12月4日／第4回 3月6日 を予定しています。
- ② 内閣府主催相談会の開催について
 - ・日時 令和7年11月19日(水) 13:00～16:50 (申込締切:11月5日(水))
 - ・形式 Zoomを使用したオンライン形式
 - ※詳細は次のURLを御参照ください。<https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/rzl8cf9p0i.pdf>
- ③ (公財)公益法人協会 公益・一般法人会計セミナー「実務編」の開催について
 - ・日時 令和7年12月11日(木) 共通講義 13:30～16:30
12月12日(金) 一般法人 10:00～12:00 公益法人 13:00～16:00
 - ・会場 キオクシアアイーナ(いわて県民情報交流センター)
 - ※詳細は別添のパンフレットを御参照ください。

変更認定及び変更認可申請に係る留意点について①

「変更認定」及び「変更認可」については、岩手県公益認定等審議会への諮問を要するため、申請から認定又は認可までに、標準的な場合で2か月程度かかります。審議会事務局（行政経営推進課）にあらかじめ御相談いただいた上で、法人内部での意思決定も含めた手続き全体に要する時間を踏まえて、計画的な御準備をお願いします。

例えば、令和8年度から新たな公益目的事業を始める場合（種類又は内容の変更）、令和7年度内に変更認定を受けるためには、遅くとも令和8年3月初旬の審議会への諮問が必要です。

事務局での審査のため、おおむね1か月前（2月初旬）には申請書の提出が必要となりますので、法人内部での検討や書類作成はそれ以前から進める必要があります。

変更認定を受ける必要がある場合（公益法人）

- ・公益目的事業を行う都道府県の区域の変更
 - ・主たる事務所又は従たる事務所の所在場所の変更
 - ・公益目的事業の種類の変更
 - ・公益目的事業の内容の変更
- 申請書記載事項の簡素化が可能（R7.4～）
⇒詳細次ページ

変更認可を受ける必要がある場合（移行法人）

- ・実施事業等（公益目的事業、継続事業、特定寄附）の内容の変更
- ・公益目的支出計画の完了年月日の変更

変更認定及び変更認可申請に係る留意点について②

申請書記載事項の簡素化について(公益法人)

①概要

令和7年4月1日以降の新制度において、公益認定の申請書に「公益目的事業の種類及び内容」として記載すべき事項(申請書記載事項)は、事業の趣旨・目的、事業概要、受益の機会、受益者の義務、事業の合目的性確保の取り組み等に関する基本的な考え方及び原則が示されていれば足りることとなりました(公益認定等ガイドライン第2章第2参照)。これにより、令和6年度以前から活動している公益法人の多くは、今までよりも簡素な記載で良いこととなります。

②手続き

申請書の切替え(記載事項の簡素化)は、公益法人が、**今後の変更認定の機会を捉えて行うことができる**とされていますので、公益目的事業の**種類又は内容の変更がある場合に、これらと併せて行う**ことを検討してください。

※簡素化のみを目的とする変更認定申請や、変更届出と併せて簡素化を行うことはできません。

		法律	政令・内閣府令	ガイドライン	会計基準	その他
公益法人制度	財務規律の柔軟化・明確化	・中期的収支均衡 ・公益充実資金 ・使途不特定財産(公益目的事業継続予備財産)	・中期的収支均衡の期間(5年)、判定方法 ・公益充実資金の積立・管理 ・「予備財産」の要件 等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務規律適合性に関する情報開示	
	行政手続の簡素化・合理化	・収益事業等の変更の届出化	・公益性の判断に大きな影響を与えない事項の届出化	・公益認定基準・申請書記載事項の明確化 ・変更認定事項と届出事項の判断基準の明確化 ・提出書類の簡素化・合理化	・財務諸表による情報開示を踏まえた別表の廃止・簡素化	・行政庁の判断ばらつきの防止(マニュアル整備、職員研修)
	法人運営の透明性向上	・法人の責務、国による支援 ・行政による財産目録等の公表	・開示情報の充実	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・財務諸表における情報開示の充実	・一元的な情報提供プラットフォームの整備
	わかりやすい財務情報の開示	・区分経理の原則義務付け	・区分経理の方法 ・公益目的取得財産残額の算定方法見直し(別表Hの廃止) 等	・法令の規定の趣旨を含め、法人が遵守すべきルールを明確に整理	・「わかりやすい財務諸表」への見直し	・区分経理、新会計基準への法人対応支援

変更認定及び変更認可申請に係る留意点について③

簡素化のイメージ

現行

事業を細分化し過ぎており、
細かな見直しの都度記載内容の変更が発生

標準化

事業単位ごとに簡潔な記載に
※詳細は事業計画書、事業報告書に記載

2. 個別事業の内容について
(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0

(1) 事業の概要について (注1)

1 趣旨(目的)・まとめた理由
各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。(1)及び(2)の事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

2 事業

(1) ●●に関する普及啓発事業
●●に関する国民の理解を促進するため、次の事業を行う。

ア 展示等による普及啓発

(ア) ●●資料館
●●を展示している●●に説明員を配置し、事業の概要、展示についての説明を行うことにより、●●を認識していただき、●●に関する理解を図る。

(イ) ●●ミュージアム
令和●●年度に●●人が訪れた●●ミュージアムの一角で、パネル展示等を行い、説明員により●●に係る普及啓発を図る。

イ 行事等各種機会を促した普及啓発
各地の祭り等の機会をとらえ、パネル展示等を実施し、●●に係る普及啓発を図る。
・40カ所 3,000人

ウ ●●新聞の発行
記事、写真等により、●●を広く国民に分かりやすく周知する。●●新聞は年間を通して発行し、●●等を通じて提供するとともに、要望のある図書館、自治体等には無償で配布し、●●に係る普及啓発を図る。
・月4回発行(発行部数1回5,000部)

エ ホームページ等による普及啓発
ホームページ、SNSを通じ、分かりやすく●●の普及啓発を図る。

オ オリジナルキャラクターグッズ等による普及啓発
ロゴマーク、イメージキャラクター等を使用し、帽子、Tシャツ、マグカップ等日常生活で使用するグッズ及びカレンダー等を制作し、配布、販売を行うことにより、広く子供から大人までを対象に●●に係る普及啓発の増進とする。

カ ●●友の会会員に対する普及啓発
●●友の会を支援するとともに、会員を対象とした●●に係る普及啓発を図る。
・23支部 正会員数 4,000名

記載の簡素化
※ア～カに細分
化された事業を
一つに集約

2. 個別事業の内容について
(1) 公益目的事業について (事業単位ごとに作成してください)

事業番号	事業の内容	当該事業の 事業比率 (%)
公 1	安全・安心な社会のための●●に関する事業	90.0%

(1) 事業の概要について (注1)

(1) 趣旨(目的)・まとめた理由
各種の普及啓発活動や顕彰を行い、安心・安全な社会の実現に寄与することを事業の目的としている。ア及びイの事業は、共通の目的を達成する手段と位置付けられることから一つにまとめた。

(2) 事業

ア ●●に関する普及啓発活動事業

【事業内容】資料館やミュージアム、各種行事等における展示や専門員による説明、写真や図等で分かりやすく●●を伝える刊行物の発行・配布、オリジナルキャラクターグッズの制作・配布・販売等を行い、●●に対する理解の促進を行う。

申請書には、
公益目的事業のコンセプトを記載
(コンセプトが共通する事業は集約)
「事業の概要」であれば、各手段毎に
回数等まで書いていたものを簡素化
その他の事項についても、必要な内
容がわかる粒度で記載

ため、優れた取組に対する賞の対象者を募集・選出、
制を採用し全国の●●関係者へ推薦依頼を行う。
選考委員会に諮り、その結果について理事会の決議によ

代表者・役員変届作成の際の留意点について

公益法人は、代表者及び理事・監事・評議員等の役員の変更があったときは、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならないこととされています。

また、移行法人は、代表者の変更について、同様に届け出なければならないこととされています。ここでは、変更届作成の際に留意いただきたい点を紹介します。

①氏名の記載

役員名簿記載の氏名は、**登記簿記載の内容と一致**するようにしてください。

(例1) 誤) 高橋 → 正) 高橋(はしごだか)

(例2) 誤) 博文 → 正) 文博

②行の追加

就任・退任した理事等の名簿に行を追加する際には、マニュアル※記載の手順に従って行うようにしてください。正しい手順で行わないと閲覧用の役員等名簿に転記されない場合があります。

※内閣府「電子申請システム＜簡易マニュアル＞ Ver1.0 2025年5月」 p.13～14

公益法人information → 「電子申請窓口」にログイン → 「重要なお知らせ」に掲載

③提出日

届出書記載の提出日は、**実際にシステム上で提出する日付**を記載するようにしてください。

(変更届以外の提出書類でも同様です。)



「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」の扱いについて

令和6年3月26日の犯罪被害者給付金不支給裁定取消請求事件に係る最高裁判決を踏まえ、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律における「**事実上婚姻関係と同様の事情にあった者**」には、**同性パートナーも含まれる**ものと整理されました。

これに伴い、内閣府のFAQや確認書の様式が更新されました。詳細は下記URLを御参照ください。

【内閣府 公益法人information】 <https://www.koeki-info.go.jp/activities/9k1kdmgodx.html>

留意点①

法人内部での特別利害関係の確認に当たっては、確認の仕方によっては、自らの性的指向を強制的に開示させることにつながったり、本人以外の第三者によってその者の性的指向が明らかにされてしまったりするなどのプライバシーに関わる問題が起こりうることに留意してください。

留意点②

関連当事者との取引に関する事項については、公益法人会計基準の運用指針に基づいて、取引の相手方に係る情報等について財務諸表に注記することになります。当該情報の確認や開示に当たっては、必要以上の情報を確認や開示することにより、本人の意思に反して個人の性的指向が明らかになるなど、個人のプライバシーを害することがないように、十分な配慮が必要です。